

商品取引に関する覚書

_____（以下甲という）と城南地区まちづくり協議会（以下乙という）とは、商品販売に関して、以下のとおり商品の委託を執り行う。

（業務委託）

第一条 甲は、甲が生産する農産物と加工品の販売の仲介を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第二条 乙は次の業務を行うものとする。

- （1）農産物及び加工品、特産物の販売仲介
- （2）（1）の代金の回収
- （3）（2）に付随する業務

（販売価格）

第三条 乙は甲が指定する販売価格（税込）に基づき商品を仲介する。

2. 乙は、販売状況や商品の傷み具合等を勘案して値引き販売できるものとする。

（納品・検査）

第四条 商品の納品、検査方法については甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（販売委託料と仲介手数料）

第五条 甲が乙に対して支払う仲介手数料は販売価格の10%とするが、これに加え、乙が販売委託業者に支払う販売委託料、農産物の価格の15%、加工品20%を合わせて負担するものとする。

（所有権の移転）

第六条 農産物並びに加工品の所有権は、販売委託業者が第三者に引き渡した時に甲から第三者に直接移転するものとする。

（販売代金の精算）

第七条 販売した農産品ならびに加工品の精算は月の初日から末日までを集計し、速やかに支払うものとする。その際に、委託業者販売手数料及び乙の仲介手数料を控除する。

（機密の保持）

第八条 甲は商品取引によって知り得た秘密及び乙の団体事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、他の目的に使用してはならない。

（遵守事項）

第九条 甲は、食品衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

（苦情・返品等の処理）

第十条 商品について、購入者から苦情または返品等があった場合は、乙は速

やかに甲と連絡を取り適切な措置を講ずるものとする。

2. 前項の処理に要した費用は、その所在を確認の上、甲乙協議し負担する。

3. 商品の品質が低下し販売が困難となったものについては、乙の判断で返品または破棄することができるものとする。

(解除)

第十一条 乙は、甲がこの覚書に違反したと認めるときは、販売委託を解除することができるものとする。この場合において、甲または第三者に損害が生じても、乙はその攻めを負わないものとする。

(不可抗力による損害の負担)

第十二条 自然災害等その他の不可抗力による損害については、甲乙協議し負担する。

(委託期間)

第十三条 委託期間は、平成 26 年 月 日から平成 27 年 3 月 25 日までとする。

(疑義についての協議)

第十四条 定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議するものとする。

本書は二通作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

平成 26 年 月 日

甲

乙 兵庫県篠山市小枕 130 番地
城南地区まちづくり協議会
会長 松尾 与史彦